

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

<p>越谷流山線</p>	<p>路線名</p>
<p>越谷市大成町七丁目一九六番一地先から同市東町一丁目四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年十二月一日 （午前八時）</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年十一月二十九日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長六二五・一九メートル。</p>	<p>備考</p>